

# 学会規約の改正について

2021年3月21日 諸規程 WG

## 1 改正をする理由

当学会の規約は、本来、学会の基本的な活動指針等を定めた、いわば心柱や憲法に相当するものである。しかし、現行の学会規約には、細目に該当する会員の入退会に関することや入会金・会費に関することが、記載されている。これら細目は、別途理事会の定める規程に委ね、学会規約自体を本来の役割に戻すため、今時の改正を提案するものである。

## 2 改正する学会規約

現行規約	改正案
第2条 事務局) 本会の事務局は理事会の定めるところに置く。なお、事務局を本会の住所とする。 〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1 茨城大学人文社会科学部 野口康彦研究室	第2条 事務局) 本会の事務局は理事会の定めるところに置く。なお、事務局の所在地を本会の所在地とする。
第6条 入会) 会員になろうとする者は、会員1名の推薦を得て、理事会に申し込み、その承認を得なければならない。なお、第5条1の2)に示した「専門家として勤務した者」における⑧離婚・再婚家族への支援活動を行っている者については、会員1名の推薦以外に、所属団体の理事長の推薦書(書式は任意)を必要とする。	第6条 入会) 会員になろうとする者は、別途定める規程に従うものとする。
第8条 退会) 退会しようとする者は、退会届を理事会に提出しなければならない。会費を3年以上滞納した者は、理事会において、これを退会した者とみなすことができる。	第8条 退会) 退会しようとする者は、別途定める規程に従うものとする。
第18条 入会金及び年度会費) 1 入会金は2000円とし、年度会費は年額5000円とする。ただし、学生会員の年度会費は2000円とする。 2 入会金及び年度会費は規約に定められた所定の額を、入会金と初年度会費は入会時に、また、年度会費は当該年の6月末日までに納入するものとする。	第18条 入会金及び年度会費) 会員は、入会金及び年度会費を、別途定める規程に従い、納入するものとする。

## 3 参考事項

会員の入退会等に関する規程(案)」入会金・会費規程(案)」については、別添を参照されたい。